

○立米にして從來一立米當り四圓八〇錢の運賃を要したるも改良の結果三圓となり、一圓八〇錢の輕減をみるに至りたる爲此の利益一ヶ年九、〇〇〇圓となれり。

ロ、木炭運賃の低下に因る利益 一一、二〇〇圓

本路線沿線より産出さるゝ木炭は八〇、〇〇〇俵なり、改良前に在りては、一俵に付二四錢を要したるも改良の結果一〇錢となり一四錢の輕減をみるに至れり、之即ち自動車に因る運送可能となりたる結果にして、此の利益一ヶ年一一、二〇〇圓となれり。

ハ、薪運賃低下に因る利益 八、〇〇〇圓

本路線改良の結果は薪の運賃に於ても既述の木材、木

炭と等しく自動車に因り大量的に且つ迅速に之れを輸送し得るに至れる爲從來一棚に付二圓八〇錢を要したるも、八〇錢の輕減をみ、二圓となりたる結果此の利益一ヶ年八、〇〇〇圓となれり。

其の他金額に算出し得ざる利益

一、自動車に依る物資輸送の可能

一、軍事上の利益

一、資源開發

一、農林産業の發展

一、消防機能の増大

一、警察能力の増進

## 昭和十一年度に於ける道路愛護事績

富山縣土木課

### 一、本縣に於ける道路愛護

本縣に於ては早くより道路維持獎勵規程を制定し地方沿

道民に對し道路愛護觀念の普及と之が作業を獎勵しつゝあつたのであるが縣は之に對し積極的に獎勵方法を講ぜなかつた關係もあり主として氷見郡に於て局部的には作業が行はれつゝあつたのであるが成績は遺憾ながら極めて不振の状態であつたのである。然るに輓近に於ける道路に依る高速度交通機關の發達に伴ひ地方農村に於ても自動車の利用に依る農産物の輸送は盛大を極むるに至り道路の經濟價値は益々高められて道路の維持保全は愈々重要性を加ふるに至つたので道路に最も利害關係多き地元民の協力奉仕に俟つて之が維持修繕の完璧を期するの外なきを知るに至り輓近道路愛護思想の普及運動は全國的に澎湃として起り來たつたのである。

## 二、更新せられたる本縣の道路愛護

茲に於て縣は將來地元沿道民に對し道路愛護觀念を普及徹底せしむると共に道路愛護團體の組織を一般化し且之を統制的ならしめん爲に昭和十一年三月從來の如き消極的な『道路維持獎勵規程』を廢し『道路愛護獎勵規程』を新

に公布して積極的に道路愛護運動の指導を爲さんとし豫算も同年度に於て特に金壹千圓を計上するに至つたのである。今次に道路愛護獎勵規程、道路愛護審査會規程並に同制定に當つての關係通牒等を示せば左の通りである。

富山縣告示第百八十八號

道路愛護獎勵規程左の通定む

昭和十一年三月三十一日

富山縣知事 土岐銀次郎

### 道路愛護獎勵規程

第一條 道路ニ關スル公共心ヲ涵養シ道路愛護ノ精神ヲ

普及シテ國道府縣道、市道及町村道ノ維持保全ヲ期スル爲道路愛護會ヲ組織シ其ノ成績優良ナルモノ又ハ道路ニ關シ篤行アリト認ムル者ハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス

第二條 道路愛護會ヲ組織シ得ルモノハ左ニ掲グル團體トス

一 市町村又ハ市町村ノ一部ヲ區域トスル團體

二 市町村内ニ於ケル青年團、在郷軍人分會、消防組、

防護團、婦人會等及道路愛護ヲ目的トスル團體

第三條 道路愛護會ヲ組織シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ

毎年十一月三十日迄ニ所轄土木出張所ヲ經由シ知事ニ届

出ツベシ

一 團體名及代表者

二 事務所所在地

三 團體ノ組織及團體員數

四 審査ヲ受クヘキ道路ノ種類、路線名、延長及一般幅

員(見取圖添附)

五 事業執行ノ方法及概要

六 道路ノ現況調査表(別記第一號様式)

第四條 土木出張所長前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ所轄

警察署長ニ之ヲ通知スベシ

第五條 所轄土木出張所長及警察署長ハ道路愛護會ヲ組

織シタル團體ニ對シ常ニ其ノ区域内ノ道路ニ關スル公共

心ノ厚薄及道路愛護作業ノ狀況等ヲ視察シ其ノ成績ヲ考

査スベシ

第六條 道路愛護會ハ所轄土木出張所長ト協議ニ依リ其

ノ區域ノ起終點ニ別記第二號様式ニ依ル標柱ヲ建設スベ

シ

第七條 道路愛護會ハ左ノ事業ヲ行フモノトス

一 路面ノ保持

二 排水ノ整備及道路附屬物ノ保全

三 交通障礙物ノ除去

四 災害時ニ於ケル防備

五 道路愛護思想ノ普及宣傳

第八條 道路愛護會ハ別記第三號様式ニ依リ作業日誌及

收支簿ヲ常備シ前條ニ依ル事業ヲ爲シタルトキハ該當事

項ヲ記入シタル上所轄土木出張所員巡視ノ際認印ヲ受ク

ベシ

第九條 道路愛護會ノ事績ハ曆年ニ依ルモノトシ別記第

四號様式ニ依ル成績報告書ヲ翌年一月二十日迄ニ所轄土

木出張所ヲ經テ之ヲ知事ニ提出スベシ

第十條 土木出張所長前條ノ報告書ヲ受理シタルトキハ

其ノ實況ニ徴シ別記第五號様式ニ依ル現況調査成績表ヲ

作製シタル上所轄警察署長トノ協議ニ依リ順位ヲ附シテ

一月三十一日迄ニ之ヲ知事ニ進達スベシ

第十一條 知事ハ審査會ヲシテ前條ノ報告ヲ審査セシム

第十二條 審査ハ道路ニ關スル公共心ノ厚薄ヲ調査スルヲ

以テ目的トスルモ其ノ標準概ネ左ノ如シ

一 當該團體ガ愛護シタル道路ニ對シ第七條各項ニ依ル

措置宜シキヲ得タルノ外作業及出役狀況ノ良否

二 費用又ハ勞力ノ負擔及運用方法ノ良否

三 團體全般ノ愛護思想普及狀況ノ良否

四 前各號ノ審査ニ際シテハ該道路ノ構造及交通ノ狀況

等參加當時ノ程度ヲ斟酌スルコト

第十三條 審査ノ結果成績優良ナルモノハ之ヲ五等ニ分チ

豫算ノ範圍内ニ於テ褒賞ヲ授與ス

第十四條 道路ニ關スル篤行者アルトキハ所屬市町村長ハ

其ノ事績ヲ録シ所轄土木出張所ヲ經テ知事ニ上申スベシ

土木出張所長前項ノ書類ヲ受理シタルトキハ所轄警察署

長ト協議ノ上意見ヲ附シ進達スベシ

第十五條 知事ハ前條篤行者ノ事績ヲ第十一條ノ規定ニ依

ル審査會ニ附シテ審査セシメ之ヲ表彰スルコトアルベシ

第十六條 道路愛護參加團體ニシテ作業上土石等ノ材料ヲ

要スルトキハ無償採取セシムルコトアルベシ

前項ニ依リ土石ノ採取ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具

シ所轄土木出張所ノ承認ヲ受クベシ

一 採取希望地先

二 採取地域ノ面積(坪)

三 土石ノ種類並ニ毎種ノ數量(個數又ハ立坪)

四 採取ノ始期及終期

五 使用地先並ニ使用方法

六 陸揚地先

土木出張所長前項ノ申出ヲ受ケタルトキハ採取場所ヲ指  
定シタル上別記第六號様式ニ依ル承認旗ヲ交付スベシ

附 則

昭和十一年ニ限り第三條ニ依ル届出ハ昭和十一年四月三十

日迄トス

富山縣廳達第十號

總務部

學務部

經濟部

警察部

三 學務部 社會教育課長、社會教育主事  
四 警察部 保安課長

顧問ハ總務部長、學務部長及警察部長トス

第三條 會長ハ會務ヲ掌理ス

第四條 審查會ハ審查員半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第五條 審查會ニ書記若干名ヲ置ク

第五條 審查會ニ書記若干名ヲ置ク經濟部土木課勤務職員中ヨリ知事之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

土第九三一號

昭和十一年三月三十一日

松岡富山縣經濟部長

市 長 殿

町 村 長 殿

道路愛護ニ關スル件

輓近道路ニ據ル高速度交通機關ノ發達ニ伴ヒ道路交通愈々

繁劇ヲ加ヘ將ニ急行車輛ニ依ルノ交通狀勢ニ推移スル現況

第一條 道路愛護審查會(以下審查會ト稱ス)ハ道路愛護獎勵規程第十一條ニ依リ道路愛護會ノ成績ヲ審查スルモノトス

第二條 審查會ニ會長一名、委員若干名及顧問ヲ置ク、會長ハ經濟部長トシ委員ハ左ノ者ヲ以テ之ニ充ツ

一 總務部 庶務課長、地方課長

二 經濟部 農政課長、土木課長、道路主事、道路技師

說 苑

ト相成候處道路ノ機構モ亦擴充ヲ要シ候ニ於テハ每年度財政ノ許ス範圍ニ於テ銳意道路ノ維持改良ヲ爲シ進ンデハ市町村ニ補助シテ市町村道ノ改築ヲ助成シツゝアル現狀ニ有之他面道路管理者タル貴職ニ於テモ營々道路ノ保全ニ御盡瘁相成居候得共加速度ニ進展スル現下ノ交通狀勢ニ鑑ミテモ限りアル人員ト經費トヲ以テ其ノ完璧ヲ期スルハ蓋シ至難ノ業ニ屬スル所ニ有之候

顧フニ文化ノ普及産業ノ開發ハ道路施設ノ良否ニ影響スル處甚大ニシテ之ガ改善ヲ畫スルハ管理者ノ義務ナリトハ道路法ノ命スル所ニ候得共之ガ實行ニ關シテハ財政上困難ナルノミナラズ日常道路ノ保全又容易ナラザルコトト被認從而當事者ノ努力モ當然乍ラ之ガ完全ヲ期スルニハ勢ヒ沿道市町村民ノ協力寄與ニ俟タザルベカラザルモノ有之候然ルニ近時道路ニ關スル法令ノ發布ト共ニ地元民ハ法令上直接道路保全ノ義務ナキヲ理由トシテ一ニ管理者ノ爲ス所ニ委セ敢而不顧ノ風有之ハ古來ノ良俗美風漸ク頹廢スル哉ノ杞憂ナントセズ實ニ遺憾ト被存候條道路ノ維持修繕ニ關シテ

ハ市町村ハ勿論青年團、在郷軍人分會、消防組、婦人會等各種團體ノ眞摯ナル後援ヲ得テ道路愛護ニ係ル訓練ヲ爲シ自治公共ノ念ヲ涵養スルト共ニ他面交通ノ整理ト地方文化産業ノ興隆トニ資シタキ目的ヲ以テ今般道路愛護獎勵規程ヲ制定シ本日縣報ヲ以テ告示相成候次第ニ付右様管内各種團體へ洩レナク周知セシメラレ實行ノ運ビニ立到ル様可然御取計相成度此段及通牒候也

土第九三一號

昭和十一年三月三十一日

富山縣經濟部長

各土木出張所殿

道路愛護獎勵ニ關スル件通牒

道路ニ關スル公共心ヲ涵養シ道路愛護精神ノ普及ヲ期シテ之カ實務ヲ訓練スル爲大正十五年三月縣令第二十五號道路維持獎勵規程ヲ廢シ本日縣報告第百八十八號ヲ以テ新ニ道路愛護獎勵規程ヲ發布相成ト共ニ市町村長宛別紙寫ノ通り通牒致置候處貴職ニ於テモ本規定制定ノ趣意ニ基キ機會ア

ル毎ニ各種團體ヲシテ之カ趣旨ヲ徹底セシムル様期セラル、ト共ニ道路ノ維持保全ニ盡力センメラルムベク指導相成度此段通牒候也

追而規定セラル、貴職管掌事項ニ關シテハ精査公平ヲ以テ之ニ當ルベク特ニ團體成績調査等ニ付テハ所轄警察署長ト協議連繫ノコトニ相成居候條協調ノ上處置相成度尙同規程第十六條ニ依ル土石採取ノ承認ヲ爲シタルトキハ左記ニ依リ一ヶ月毎ニ報告相成度申添候也

昭和十一年道路愛護會參加狀況調

出張所名	參加團體數		參加人員	國道	道	箇所數	府縣道	箇所數	市町村道	箇所數	計	箇所數
	參加團體數	ハ所管										
入善	二	八	八五	二	二、五四七	二	七、七九	七	一九、一三七	二四	二九、五〇三	三三
魚津	三	三	二〇	三	四、八七九	三	九、八〇〇	四	一四、八六九	四	一五、三三八	一九六
五百石	五	五	二五	一	二、〇〇〇	一	一、五八八	五	二四、九五	二四	三五、〇三三	三〇
富山	四	元	九	一	一	一	九、五五	三	二六、六六	六	三五、七九	三三
高岡	五	元	三六	四	四、五五	四	六、六七	五	三六、六六	一六	四七、九〇	四二

三、道路愛護參加團體

由來本縣にては春秋二期の道普請と稱し毎年二回の道路修繕作業は沿道民の責務として行はれ來たつた美風があつたのであるが一度此の奨励規程が發布せらるるや道路愛護の必要を痛感せる各町村にては欣然之に参加を申出て縣下を通じて之に加入せんとするもの相踵ぎ早々にして百九十四團體、參加團體員六萬三千人を超過するの盛況を見るに至つた、之を土木出張所所管別に示せば左表の通りである。

審査ヲ受クベキ路線延長





出張所名	作業成績	作業施行		出役人員	出役延人員	作業回数
		路線延長	路上			
入善	二	三八六一 <sup>米</sup>	二七	一、六四八	一、七〇〇	四
魚津	三	三六、三三	二七一	六、四九八	六、四九七	四八
五百石	二五	二四八、六二	三三	七、〇〇三	八、〇八九	五
富山	二五	一四三、九一	八五	三、四四四	五、八五七	六
高岡	八	五七、五〇七	五〇	七、四六三	七、九二六	三
石動	三	三九四、元七	二四三	一、五五三	九、四五	三
氷見	九	三五九、四〇五	二七	一、五五九	三、五二九	三
計	一四一	一、四七八、五八四	九七五	四九、一五一	五二、九九三	三五〇

### 五、優良團體の表彰

團體、主腦者の熱心なる指導と團員の公共奉仕精神の流露たる汗の奉仕とに依り實施第一年としては豫想外の好成績を得て昭和十一年作業は終つた、参加百九十餘團體中成績優良者として三月二十七日表彰式に當り土岐知事より親しく表彰状並に賞金を授與された團體は左の通りであるが特に優良なるものは氷見郡速川村、中新川郡上市町、東礪波郡利賀村等で殊に利賀村に於ては道路愛護作業に依り村

#### ◆道路愛護標語

内樞要地に初めて自動車を通ずるに至つた外山田村小學校  
 兒童を以て組織する愛護團體が表彰された。  
 「感謝で歩け奉仕で護れ」

#### 表彰團體

一、成績優良ニ付金五拾圓授與 東礪波郡利賀村道路愛護會(高岡土木出張所管内) 氷見郡速川村道路愛護會(氷見土木出張所管内) 中新川郡上市町道路愛護會(五百石

土木出張所管内)

一、成績優良ニ付金貳拾圓授與 下新川郡松倉村道路愛護會(魚津土木出張所管内) 中新川郡上條村道路愛護會(五百石土木出張所管内) 婦負郡卯花村桐谷道路愛護會(五百石土木出張所管内) 西礪波郡石堤村勝木原道路愛護會(石動土木出張所管内) 東礪波郡高瀬村道路愛護會(石動土木出張所管内) 水見郡佛生寺村道路愛護會(水見土木出張所管内)

一、成績優良ニ付金拾圓授與 下新川郡青木村道路愛護會(入善土木出張所管内) 下新川郡上原村道路愛護會(入善土木出張所管内) 下新川郡田家村若宮支部道路愛護會(魚津土木出張所管内) 下新川郡天神村中部道路愛護會(魚津土木出張所管内) 中新川郡中加積村道路愛護會(魚津土木出張所管内) 下新川郡田家村柳澤支部道路愛護會(魚津土木出張所管内) 下新川郡天神村北部道路愛護會(魚津土木出張所管内) 下新川郡田家村十二貫支部道路愛護會(魚津土木出張所管内) 下新川郡東布施村道路

愛護會(魚津土木出張所管内) 中新川郡上段村道路愛護會(五百石土木出張所管内) 上新川郡濱黒崎村道路愛護會(五百石土木出張所管内) 上新川郡上瀧町道路愛護會(五百石土木出張所管内) 中新川郡東谷村道路愛護會(五百石土木出張所管内) 婦負郡山田村宿坊道道路愛護會(富山土木出張所管内) 上新川郡福澤村道路愛護會(富山土木出張所管内) 上新川郡船峯村道路愛護會(富山土木出張所管内) 婦負郡鵜坂村上轡田道路愛護會(富山土木出張所管内) 婦負郡鵜坂村田島道路愛護會(富山土木出張所管内) 東礪波郡北般若村道路愛護會(高岡土木出張所管内) 東礪波郡中野村道路愛護會(高岡土木出張所管内) 東礪波郡山田村尋常小學校道路愛護會(石動土木出張所管内) 西礪波郡五位山村澤川區道路愛護會(石動土木出張所管内) 西礪波郡五位山村村道道路愛護會(石動土木出張所管内) 東礪波郡北野村道路愛護會(石動土木出張所管内) 西礪波郡南蟹谷村道路愛護會(石動土木出張所管内) 西礪波郡南谷村道路愛護會(石動土木出張所管内) 西礪

波那宮島村道路愛護會(石動土木出張所管内) 氷見郡女  
良村道路愛護會(氷見土木出張所管内) 氷見郡窪村道路  
愛護會(氷見土木出張所管内) 氷見郡基石村道路愛護會  
(氷見土木出張所管内) 氷見郡熊無村道路愛護會(氷見土  
木出張所管内) 氷見郡久目村道路愛護會(氷見土木出張  
所管内)

・成績優良ニ付キ表彰状授與

下新川郡天神村南部道路愛護會(魚津土木出張所管内)  
中新川郡山加積村道路愛護會(魚津土木出張所管内) 下  
中新川郡上中島村第四區道路愛護會(魚津土木出張所管内)  
中新川郡濱加積村道路愛護會(魚津土木出張所管内) 下  
中新川郡片貝谷村道路愛護會(魚津土木出張所管内) 下新  
川郡上野方村道路愛護會(魚津土木出張所管内) 中新川  
郡三郷村道路愛護會(五百石土木出張所管内) 中新川郡  
利田村道路愛護會(五百石土木出張所管内) 中新川郡宮  
川村道路愛護會(五百石土木出張所管内) 中新川郡大森  
村道路愛護會(五百石土木出張所管内) 中新川郡白萩村

道路愛護會(五百石土木出張所管内) 中新川郡舟橋村道  
路愛護會(五百石土木出張所管内) 中新川郡相ノ木村道  
路愛護會(五百石土木出張所管内) 中新川郡柿澤村道路  
愛護會(五百石土木出張所管内) 中新川郡大岩村道路愛  
護會(五百石土木出張所管内) 婦負郡朝日村道路愛護會  
(富山土木出張所管内) 婦負郡卯花村小井波道路愛護會  
(富山土木出張所管内) 婦負郡山田村川西道路愛護會(富  
山土木出張所管内) 婦負郡卯花村下笹原道路愛護會(富  
山土木出張所管内) 婦負郡山田村中村道路愛護會(富山  
土木出張所管内) 婦負郡卯花村上笹原道路愛護會(富山  
土木出張所管内) 射水郡二塚村道路愛護會(高岡土木出  
張所管内) 射水郡金山村道路愛護會(高岡土木出張所管  
内) 西礪波郡戸出町道路愛護會(高岡土木出張所管内)  
東礪波郡山野村道路愛護會(石動土木出張所管内) 西礪  
波郡埴生村道路愛護會(石動土木出張所管内) 西礪波郡  
鷹栖村道路愛護會(石動土木出張所管内) 西礪波郡野  
尻村道路愛護會(石動土木出張所管内) 東礪波郡上平村

釜谷道路愛護會(石動土木出張所管内) 西礪波郡子撫村  
道路愛護會(石動土木出張所管内) 西礪波郡藪波村道路  
愛護會(石動土木出張所管内) 東礪波郡南山田村道路愛  
護會(石動土木出張所管内) 東礪波郡上平村赤尾谷道路  
愛護會(石動土木出張所管内) 氷見郡上庄村道路愛護會  
(氷見土木出張所管内) 氷見郡阿尾村道路愛護會(氷見土  
木出張所管内) 氷見郡神代村道路愛護會(氷見土木出張  
所管内) 氷見郡布勢村道路愛護會(氷見土木出張所管内)  
氷見郡十二町村道路愛護會(氷見土木出張所管内) 氷見  
郡八代村道路愛護會(氷見土木出張所管内)

## 千葉縣道路講習會開催

R · O 生

千葉縣の道路は、縣の地理的位置に因り、特殊な重要性を有するに拘らず、近年に至るまで殆んど改良を加へず昔時の姿のままに放擲し置きたるの觀があつて、「千葉へ行くならわらじはいて行きやれ、千葉は泥道田圃道」と云ふ様な民謡が唄はれはれないが「悪道千葉」の好ましくない名は關東一帯にたくえられて此不名譽を忍受しなければならぬ状態であつた。

千葉縣の道路が斯く甚しき不良の状態におかれたのは種々の原因もあらうが其の主要なるものとしては一、土質の不良。二、砂利碎石等の諸材料に恵まれなく、其の高價で「砂利と思はず錢と思へ」といつた様な標語さへ流布されて居ることである。而かも本縣が帝都に隣接せる關係上、其の影響を受けて、自動車交通の急激な發達増加がもたらされたことに因つて損傷甚しきを加へるに至つた。